

四日市市上下水道局管理規程第1号

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月26日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局事務専決規程（昭和63年四日市市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第5条関係）				
共通事項				
〔1〕及び〔2〕（略）				
〔3〕 水道事業の財務に関する事項				
事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1から13まで（略）				
14 工事請負費、修繕費のうち建物修繕料に係る発注（随意契約に限る。）				
(1) 建築、営繕工事に関するもの		<u>150万円以下</u>	<u>150万円を超えるものは総務課の個別事項</u>	
(2) その他のもの		<u>100万円以下</u>	<u>100万円を超えるものは総務課の個別事項</u>	
15 委託料、原材料費に係る発注		<u>100万円以下</u>	<u>100万円を超えるものは</u>	

				総務課の個別事項
16 及び 17 (略)				
18 物品の発注			10万円以下	10万円を超えるものは総務課の個別事項

[4] 下水道事業及び農業集落排水事業の財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1から3まで (略)				
4 工事請負費、修繕費のうち建物修繕料に係る発注(随意契約に限る。)				
(1) 建築、営繕工事に関するもの			150万円以下	150万円を超えるものは総務課の個別事項
(2) その他のもの			100万円以下	100万円を超えるものは総務課の個別事項
5 委託料、材料費に係る発注			100万円以下	100万円を超えるものは総務課の個別事項
6及び7 (略)				
8 物品の発注			10万円以下	10万円を超えるものは総務課の個別事項

9から17まで (略)

[5] 及び [6] (略)

[7] 四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年規則第36号) 第5条第2号から第5号の事務における財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1から18まで (略)				
19 工事請負費、需用費のうち建物修繕料に係る発注(随意契約に限る。)				
(1) 建築、営繕工事に関するもの			150万円以下	150万円を超えるものは総務課の個別事項
(2) その他のもの			100万円以下	100万円を超えるものは総務課の個別事項
20 委託料、原材料費に係る発注			100万円以下	100万円を超えるものは総務課の個別事項
21及び22 (略)				
23 物品の発注			10万円以下	10万円を超えるものは総務課の個別事項
24 (略)				

改正前

別表第1（第5条関係）

共通事項

[1] 及び [2] (略)

[3] 水道事業の財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1から13まで (略)				
14 工事請負費、修繕費 のうち建物修繕料に係 る発注（随意契約に限 る。）				
(1) 建築、營繕工事 に関するもの		100万円 未満	100万円以 上は総務課の 個別事項	
(2) その他のもの		50万円以 未満	50万円以上 は総務課の個 別事項	
15 委託料、原材料費に 係る発注		50万円未 満	50万円以上 は総務課の個 別事項	
16及び17 (略)				
18 物品の発注		10万円未 満	10万円以上 は総務課の個 別事項	

[4] 下水道事業及び農業集落排水事業の財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1から3まで (略)				
4 工事請負費、修繕費の				

うち建物修繕料に係る 発注(随意契約に限る。)				
(1) 建築、営繕工事 に関するもの			100万円 未満	100万円以 上は総務課の 個別事項
(2) その他のもの			50万円以 未満	50万円以上 は総務課の個 別事項
5 委託料、材料費に係る 発注			50万円未 満	50万円以上 は総務課の個 別事項
6 及び 7 (略)				
8 物品の発注			10万円未 満	10万円以上 は総務課の個 別事項
9 から 17 まで (略)				

[5] 及び [6] (略)

[7] 四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年規則第36号) 第5条第2号から第5号の事務における財務に関する事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
1 から 18 まで (略)				
19 工事請負費、需用費 のうち建物修繕料に係 る発注(随意契約に限 る。)				
(1) 建築、営繕工事 に関するもの			100万円 未満	100万円以 上は総務課の 個別事項
(2) その他のもの			50万円以 未満	50万円以上 は総務課の個 別事項

				別事項
20 委託料、原材料費に 係る発注			50万円未 満	50万円以上 は総務課の個 別事項
21 及び 22 (略)				
23 消耗品の発注			10万円未 満	10万円以上 は総務課の個 別事項
24 (略)				

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市上下水道局事務専決規程別表第1の規定は、令和8年度の予算に係るものから適用し、令和7年度の予算に係るものについては、なお従前の例による。

(管理部総務課)